

## 令和2年度事業計画

### I 基本方針

少子高齢化、人口減少の進行、生活環境の変化等により、社会的孤立や経済困窮、虐待など様々な問題が起こっています。こうした問題は、複雑かつ深刻なものとなっており、個人之力では解決できない問題が誰にでも起こりうる状況となっています。このような状況のなか、地域で誰もが安心して自分らしく暮らしていく「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉を進めていくことが求められています。住民同士が互いに支えあう仕組みをつくり、課題を共有し解決を図る取り組みを進めることが必要です。

米子市社会福祉協議会では、令和2年3月住民や福祉関係者、サービス事業者等が相互に協力し地域福祉推進のための活動の指針として「地域福祉活動計画」を策定いたしました。これまで米子市と米子市社会福祉協議会は、米子市が地域の生活課題や解決のための施策や体制等について目標を定める「地域福祉計画」を、米子市社会福祉協議会が住民の行動計画である「地域福祉活動計画」を独自に策定してきました。しかし、「地域共生社会」を実現するためには、より一層連携を強化し、効果的に取り組みを行うことが必要です。このため、両計画を一体的な計画として「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を共同で策定しました。

本年度は、計画の初年度として、住民主体の理念に基づき、地域住民やボランティアの方、福祉・保健・医療等の多様な機関・団体とのネットワークづくりを進め、「誰もが自分らしく、安心して生活を送ることができる地域社会の実現」に向けて、地域課題を把握し、解決を図るための包括的な支援体制づくりと総合相談支援事業の強化充実に取り組んでまいります。

### II 重点目標

#### 1 組織体制と財政基盤の強化

役職員が「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざし、連携して取り組む組織づくりを進めます。新たな福祉課題、個々の福祉ニーズに対応するため組織体制の整備を図ります。

また、職員が安心して働くことができる環境整備を行うとともに、計画的な研修や資格取得の推進など職員の育成に努めていきます。

財源を確保する取り組みでは、事業評価による事業見直しや収益事業の実施、介護保険事業の展開を含め、安定的な財源を確保するための検討を進めます。

#### 2 地域福祉事業の推進

地域の中で誰もが自分らしく活躍する社会をつくるには、地域のつながりと支え合いの仕組みづくりが重要となります。米子市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会と連携して在宅福祉員による見守り・援助活動やふれあいいいききサロン活動等を行っています。こうした活動を推進するとともに地域の課題、住民のニーズに基づいた地域福祉事業を地

域住民、地区社協、福祉関係団体、行政等とともに取り組みます。

### 3 生活支援・総合相談事業の推進

よなご暮らしサポートセンターでは、様々な福祉課題を抱えた人々の相談窓口を一本化し相談体制を強化するとともに、制度を横断しながら解決への道を模索し生活支援・総合相談支援事業の推進を図ります。

また、地域包括支援課とも連携して、個別支援の充実を図ります。

### 4 広報活動の推進

よなご社協だより、ホームページの充実を図り、マスコミへの積極的情報提供により、活動内容、啓発事項、本会の事業展開の考え方等について市民周知を図ることによって米子市社会福祉協議会の存在をアピールし、本会の賛同者、理解者、支援者、応援団を増やします。また、市民の福祉への理解を深め、福祉活動への参加促進に努めます。

### Ⅲ 具体的事業計画

#### 事業・活動の内容

##### 1 法人運営事業

地域のニーズに対応し公益的な取組を行う社会福祉法人として適切な法人運営に努めます。また、安定的な事業運営と財政の健全化を目指すとともに広報活動等による情報発信に努め地域から信頼される組織づくりを進めます。

###### (1) 会議の開催

- ①正副会長会の開催
- ②理事会、評議員会の開催
- ③監事会の開催
- ④委員会等の開催

###### (2) 苦情対応・解決

- ①苦情解決第三者委員、苦情受付担当者、苦情解決責任者の配置
- ②研修会への参加

###### (3) 財源の確保

- ・会員制度の周知と加入促進
- ・公的、民間助成制度の活用
- ・収益事業の実施（自動販売機設置）

###### (4) 共同募金の実施

- ・募金活動の充実と財源（配分金）確保

###### (5) 広報活動の実施

- ①会報「よなご社協だより」の発行（年4回発行）
- ②ホームページによる情報発信

###### (6) 福祉人材育成のための実習生の受け入れ

- ①社会福祉士養成のための実習

###### (7) 大会・研修会の開催及び参加

- ①第53回米子市社会福祉大会の開催
- ②米子市精霊会・流灯会の開催
- ③米子市民余芸大会の共催
- ④市、県、国及び県社協主催の大会・研修会への参加

###### (8) 顕彰の実施

- ①米子市社会福祉協議会長表彰並びに感謝状の贈呈
- ②米子市及び県社協への候補者の推薦

###### (9) 米子市社会福祉法人等連絡会の開催

- ・社会福祉法人との連携の取組み

## 2 地域福祉事業

地域で起こる様々な福祉課題を解決していくためには、行政施策と合わせて地域福祉活動による支援の仕組みづくりが必要となります。

現在米子市では、各公民館単位にて地区社会福祉協議会を中心に地域福祉活動が展開されています。また小地域（自治会単位）においても課題の把握、解決を目的とした住民主体の支え合い活動が実施されており、こうした活動を活性化するために地域住民、各福祉関係団体や事業所との協働を進めます。

また「米子市地域福祉計画・米子市地域福祉活動計画」にて掲げた基本目標を達成するために行政と連携し、計画に示した具体的な活動の実践に取り組めます。

### (1) 地域支援事業

- ①地域福祉コーディネート事業（市行政委託事業）
- ②地域力強化推進事業（市行政委託事業）
- ③米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗管理
- ④地区版福祉のまちづくりプラン作成の推進
- ⑤地域での福祉教育の推進
- ⑥地域立子どもの遊び場の支援
- ⑦各公民館・自治連合会・民生児童委員協議会等との連携

### (2) 小地域ネットワーク事業

- ①在宅福祉員による見守り・援助活動の推進
- ②ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- ③支え愛マップづくり活動の推進

### (3) 地区社協活動支援事業

- ①地区社協活動財源の支援
- ②地区社協への各種情報提供

## 3 生活支援・総合相談事業（よなご暮らしサポートセンター）

「よなご暮らしサポートセンター」では、様々な福祉課題を抱えた人々の相談窓口を一本化(丸ごと)し、専門職による相談体制の強化を図り、個々の人々が抱える福祉課題について、制度を横断しながら解決への道を模索し、社会的孤立を防ぐ、個別・生活支援を推進します。

また、生活困窮者自立相談支援事業は、縦割りの福祉の弊害、制度の狭間にある「生活困窮者」への支援を展開することにより認知度を高め、個別・生活支援事業の中核的な地位を確立するよう努めます。

### (1) 生活困窮者自立相談支援事業の実施（市行政委託事業）

- ①自立にむけた相談支援の展開
- ②就労活動の支援
- ③自立支援計画の作成
- ④支援調整会議の開催(毎月1回)
- ⑤支援ネットワーク会議の開催

### (2) 日常生活自立支援事業の実施（県社協委託事業）

- ①福祉サービス利用援助

- ② 日常的金銭管理サービス
- ③ 書類など預かりサービス
- ④ 内部審査会の開催（毎月1回）
- ⑤ 契約締結審査会への参加（随時）
- ⑥ 生活支援員の養成
- (3) 生計困難者に対する相談支援事業（えんくるり事業）
  - ① 総合相談・支援事業の実施
  - ② 個別支援会議の開催
  - ③ 社会資源開発事業
- (4) 資金貸付事業の実施
  - ① 生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託事業）
    - ・ 福祉資金
    - ・ 教育支援資金
    - ・ 総合支援資金
    - ・ 不動産担保型生活資金
  - ② 生活保護申請世帯一時貸付金事業（たすけあい金行）の実施
- (5) 総合相談事業の実施
  - ① 一般相談の実施
  - ② 法律相談の実施（毎月第3月曜日）
- (6) フードパートナー事業の実施
  - ① 生活困窮世帯への食料等の支援

#### 4 ボランティアセンター事業（福祉教育を含む）

ボランティア活動の拠点として、市民のボランティアに対する理解と関心を深めるため、活動に必要な情報の収集・提供及び各種講座の開催を行い、コーディネート機能の充実とボランティアの育成や活動の支援を推進します。

また、福祉教育では米子市小・中・特別支援学校福祉教育研究協議会と連携して、各学校において児童・生徒に対し、福祉のこころを育てる教育の実践を推進します。

- (1) ボランティアセンター事業の運営（市行政委託事業）
  - ① ボランティア活動の相談及び調整
  - ② 各種ボランティア講座の開催
    - ・ レクリエーション講座（4回）
    - ・ 精神保健福祉ボランティア講座（障がい者支援課と共催）
    - ・ ミニぼらんていあ祭・ボランティア入門講座（米子市ボランティア協議会と共催）
    - ・ 米子市福祉の集い～1000人ウォーク～  
（米子市・米子市ボランティア協議会と共催）
  - ③ ボランティア活動保険、ボランティア行事保険の手続き
  - ④ ボランティアセンター研修室等の管理運営
  - ⑤ 各種ボランティア活動機材の貸出
  - ⑥ 「ぼらんていあ情報」の発行（毎月発行、米子市ボランティア協議会との共同発行）

(2) 介護支援ボランティア事業（市行政委託事業）

- ①高齢者ボランティア活動者の登録、手帳の交付
- ②高齢者ボランティア活動の相談及び調整

(3) 学校での福祉教育の推進

- ①福祉教育推進校育成助成（小学校：23校、中学校：11校、特別支援学校：2校）
- ②福祉教育推進研究協議会の開催（年1回）
- ③福祉教育実践記録集の発行・配布

5 地域包括支援センター事業（市行政委託事業）

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口として活動を続けています。高齢者が地域で安心して生活を続ける為のネットワーク作り、介護予防の取り組みを推進いたします。また、地域共生社会を目指し、様々な相談に対応できる知識・技術の習得と地域支援ネットワーク構築に努めてまいります。特に、中学校単位(東山・福生・福米)で、地域ごとに専門職間連携のための地域ケア会議開催を三師会のご協力をいただきながら、今年度も進めてまいります。

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

（総合事業対象者・要支援認定者のケアマネジメント）

(2) 総合相談支援及び権利擁護業務

（複合的課題への対応、成年後見制度・消費者被害・高齢者虐待の相談・支援）

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

（担当地域の介護支援専門員のネットワーク構築支援、日常の相談対応、困難事例に対するスーパービジョン）

(4) 地域包括ケアシステムの構築に関する業務

（地域の各活動団体との連携強化、特に在宅福祉員見守り活動と協働した実態把握の強化、中学校区ごとの専門職連携のため地域ケア会議の開催、公民館ごとに地区担当職員を配置したセンターの広報活動の推進）

(5) 緊急連絡体制整備業務

（24時間緊急・相談電話対応、緊急通報装置の作動確認・利用者の実態把握）

(6) 介護予防事業

①認知症予防事業

②認知症理解啓発事業

（タッチパネル式簡易検査・認知症サポーター養成講座）

③認知症初期集中支援推進事業（チーム員会議出席・チーム員研修の開催）

④地域活動サポート事業

（地区講座の介護予防講座支援、サロン・老人クラブ・やって未来や塾等の支援）

(7) その他（医療福祉人材の育成）

①看護人材育成（米子医療センター・米子北高校・鳥取看護大学・鳥取大学）

訪問看護養成講座、福祉大学の実習受け入れ

②医療介護連携に係る活動（各種研修会への参加・講師派遣、代表者として会議出席、病院の研修会へ講師派遣）

## 6 ファミリー・サポート・センター事業（市行政委託事業）

米子市内に居住している者（在勤者\*依頼会員のみ）を対象とし、育児の援助を行いたい者（援助・両方会員）と育児の援助を受けたい者（依頼・両方会員）を会員として組織化し、保護者が子どもを育てやすい環境を整備するとともに、地域における子育て支援を推進します。

### （1）ファミリー・サポート・センターの運営

#### ①会員募集及び登録

- ・依頼会員登録説明会（年60～70回）
- ・援助会員養成講習会（年2回）
- ・会報誌の作成及び配布（年2回）

#### ②会員の育成や交流を目的とする会の開催

- ・フォローアップ講習会（年1～2回）
- ・会員交流会（年2回）

#### ③サブリーダーの選任及び育成指導

- ・アドバイザー、サブリーダー連絡調整会（年10回）

#### ④会員相互の援助活動の調整

- ・依頼（両方）会員、援助（両方）会員のマッチング
- ・会員間のトラブル発生時の調整

#### ⑤他のファミリー・サポート・センター及び関係機関との連絡調整

- ・（女性労働協会主催）全国交流会、アドバイザー研修会への参加

## 7 お祝い、激励金事業

市内の高齢者を対象に記念品を贈り長寿をお祝いします。

また寄付を寄付者の意思に従い市内の交通遺児に激励金として支給し、交通遺児の福祉の向上の一助になることを目的に実施します。

### （1）お祝い事業

- ①88歳（米寿）のお祝い

### （2）激励金事業

- ①交通遺児激励金（15歳まで一人あたり3万円）

## 8 福祉バス運行事業

市内の高齢者の社会参加の促進と福祉団体の研修・大会等への参加を通じて研鑽を積むことで活動の活性化を図り、福祉の向上を目的として運行します。また、昨年度から運行範囲の拡大や、地区社会福祉協議会へ敬老会以外の2台の優先予約を可能にするなどの利便性の向上についての見直しをしております。さらに安全なバス運行のため福祉バスの更新計画による計画的なバスの更新を行います。

### （1）老人福祉バスの運行（市行政委託事業）

### （2）社会福祉バスの運行

## 9 福祉団体等への支援・協力

各種募金団体の事務を行い、米子市の福祉活動の財源を確保するとともに市内の福祉団体の事務局運営ならびに活動助成を行うことで、自立を促します。そして協力体制により誰もが暮らしやすいまちづくりのために協働を推し進めます。

### (1) 募金団体の事務局運営

- ①米子市共同募金委員会（10月募金実施）
- ②日本赤十字社米子市地区（6月募金実施）
- ③米子地区更生保護協力会（8月募金実施）

### (2) 福祉団体の事務局運営と自主活動化の支援

#### ①福祉団体の事務局運営 9団体

- ・米子市老人クラブ連合会
- ・米子市肢体不自由児父母の会
- ・米子市手をつなぐ育成会
- ・米子市身体障害者福祉協会
- ・米子市連合母子会
- ・米子市遺族会
- ・米子更生保護女性会
- ・米子市地区社会福祉協議会長連絡会
- ・米子市ボランティア協議会

#### ②福祉団体の育成助成団体 11団体

- ・米子市民生児童委員協議会
- ・米子市連合婦人会
- ・米子市老人クラブ連合会
- ・米子市肢体不自由児父母の会
- ・米子市手をつなぐ育成会
- ・米子市身体障害者福祉協会
- ・鳥取県視覚障害者福祉協会西部支部
- ・米子市連合母子会
- ・米子市遺族会
- ・米子更生保護女性会
- ・米子保護区保護司会

## 10 介護事業

少子高齢化による影響が具体的にあらわれる2025年問題（団塊の世代が75歳をむかえ社会保障費が増大する）が迫ってきています。米子市においては高齢化率が28%を超えており、ますます介護サービスの必要性が高まっています。

一方では全国的に慢性的な介護人材不足や医療法人や他業種の事業参入によるサービス事業所の競争も激しくなっており、米子市内でも同様となっています。

本会の介護事業については、平成21年以降、慢性的な赤字であった不採算の事業所を順次廃止し、介護事業検討委員会を設立し経営改善を図ってきました。一時的に収支の改善の兆しは見られましたが、介護人材の不足、施設設備の老朽化などの要因から経営面で厳しい



状況が続いています。今後、継続的な収支の改善が見込むことが難しい場合は縮小、廃止も視野に入れた運営をしていく必要があります。

しかし長年、地域に根差した開かれた施設としての存在と、なによりも社会福祉協議会の使命である「住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進」を実現するために職員の意識改革を図り、危機感を持って、組織の総力を結集して経営していきます。

#### (1) 米子市中央デイサービスセンター

市の中心部にある中央デイサービスは市内でも特に事業所が集中しており競争が激しく、利用者の確保に苦慮している状況にはあります。また「ふれあいの里」の水回りの設備の老朽化が進み、修繕の問題や米子市役所の庁舎再編計画の対象になっており機能の変更の可能性もあります。

※通常型デイサービスセンター（利用定員 30 人/日）

#### (2) よどえ通所介護事業所（よどえデイサービスセンター）

介護給付報酬単価の見直し等により運営が厳しい状況にありますが、職員が知恵を絞って集客に努め、資格取得や研修の受講により介護報酬の加算を得るなど地域貢献と収益のアップに努めているところです。また、地域に育ててもらいながら、地域の住民にとって無くてはならない施設に成長しており、今後も地域の福祉関係者等と連携し、利用者の増と収益の向上に努めていきます。

※通常型デイサービスセンター（利用定員 25 人/日）